

## 令和4年度教育・保育施設利用料（保育料）

（単位：円）

【保育認定】階層区分		2号認定（3歳児以上）		3号認定（0.1,2歳児）	
		保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間
第1階層	生活保護世帯等（※）	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
第3-1階層	市町村民税所得割非課税	0円	0円	0円	0円
第3-2階層	48,600円未満	0円	0円	要保護世帯	7,200円
第3-3階層				多子軽減特例世帯	15,400円
第4-1階層	48,600円以上77,101円未満	0円	0円	7,200円	7,200円
第4-2階層	48,600円以上57,700円未満	0円	0円	多子軽減特例世帯	19,500円
第4-3階層	48,600円以上77,101円未満				
第4-4階層	77,101円以上97,000円未満	0円	0円	23,600円	24,000円
第5-1階層	97,000円以上133,000円未満	0円	0円	29,300円	29,800円
第5-2階層	133,000円以上169,000円未満	0円	0円	35,100円	35,600円
第6-1階層	169,000円以上235,000円未満	0円	0円	41,500円	42,200円
第6-2階層	235,000円以上301,000円未満	0円	0円	48,000円	48,800円
第7階層	301,000円以上397,000円未満	0円	0円	63,000円	64,000円
第8階層	397,000円以上	0円	0円	81,900円	83,200円

【教育認定】階層区分		1号認定（幼児教育のみ）
第1階層	生活保護世帯等（※）	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯及び均等割のみの世帯	0円
第3-1階層	所得町割村民税額 77,100円以下	要保護世帯等
第3-2階層		多子軽減特例世帯
第4階層	77,101円以上211,200円以下	0円
第5階層	211,201円以上	0円

（※）生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯

※税額は、父母の合算額となります。父母以外の家族が主たる生計者の場合は、生計主の税額を合算します。

◆要保護世帯とは… ひとり親世帯。障害者（児）、特別児童扶養手当支給対象児、障害基礎年金受給者のいる世帯

◆多子世帯の負担額軽減

区分	負担額	対象階層	3号認定
2人目	半額	6階層以上	小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園を同時に利用する場合
3人目以降	0円		

◆要保護世帯等は、子どもの年齢にかかわらず2人目以降は0円です。

◆3号認定の3-3階層及び4-2階層から5-2階層までの世帯で、子どもの年齢にかかわらず2人目以降は0円です。

◆令和4年4月～8月分の保育料は、令和3年度の町民税（所得割）の額により階層を決定します。

◆9月～翌年8月までの保育料は、令和4年度の町民税（所得割）の額により階層を決定します。

◆保育料の額は、国の基準額又は保育単価の改定に合わせ、見直しします。

◆申告等で町民税が減額になる場合は、保健福祉課子育て支援班にお知らせください。

※階層区分における町民税の見方 (毎年6月頃に送付されております)

の部分

**町民税・道民税決定明細書**

行政区コード	納税者コード	世帯コード	通知書番号
--------	--------	-------	-------

  

徴収月	特別徴収税額	特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び種類
年10月	円	名称
年12月	円	
年2月	円	種類

  

区分	課税標準額	町民税	道民税
総合分	円	円	円
分離分	円	円	円
山林分	円	円	円
調整控除額	円	円	円
記当控除額	円	円	円
住宅借入金等特別税額控除額	円	円	円
寄付金税額控除額	円	円	円
外国税額控除額等	円	円	円
配当割額又は株式等譲渡割控除額	円	円	円
<b>所得割額</b>	円	円	円
<b>均等割額</b>	円	円	円
年税額	円	円	円
公的年金から特別徴収する額	円	円	円
課税標準又は納付額	円	円	円
控除不足額	円	円	円

**給与所得等に係る町民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)**

所得	給与所得	収入所得	雑所得	控除	所得	課税標準	町民税	道民税
所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得

※ただし、所得割額の控除の中で、「住宅借入金等特別税額控除」・「寄付金税額控除」・「配当控除」・「配当割額又は株式等譲渡割控除」・「外国税額控除」は、所得割額の控除対象となりません。

※詳しくは、保健福祉課子育て支援班(45-6987)まで、お問い合わせください。